平群ブランド認定基準

平群ブランドの認定は、自然・歴史・農産物・くらしなどの平群が持つすべての魅力において、 認定対象となる地域資源にそれぞれ基準を設け、総合的に勘案して決定するものとする。

認定審査にあたっては、下記の審査基準を得点化した「認定評価リスト」に則して採点し、基準を満たしたものを平群ブランドとして認定する。

1. 特產品認定審查基準

(1) 認定の対象

本町で生産、製造、加工されたもの及び町内の生産物を材料として製造、加工されたものとする。

ア 農産物・・・a.野菜類、果実類 b.花卉・花木類

イ 加工品・・・野菜・果実等加工品、飲料、菓子類、料理など

(2) 審查項目

ア 農産物:a.野菜類、果実類

- ①平群らしさ
 - ・平群町の農地で生産されているか。
 - ・地域の気候風土(自然の恵み等)を十分に活用して生産しているか。
 - ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

②独自性/創造性

- ・品質や味等の特性において、他の地域や他の生産者の産品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ、レシピの提案等で 流通や販売段階での優位性の確保に努めているか。

③品質/安全性

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・適切な生産環境の確保(土壌・用水等)及び収穫作業が行われているか。 または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。 (有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等
- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。

の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等)

- ・消費者等に生産履歴等の情報を適正に開示・提供できる体制が整っているか。
- ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。
- ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実(受賞歴や認定等)を有しているか。
- ・申請品目に対する関連法令(農薬取締法、食品衛生法、JAS法など)を順守していること。
- *上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

④市場性/将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。 (出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。)
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。(後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等)
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定する ことにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

ア 農産物: b.花卉・花木類

①平群らしさ

- ・平群町の農地で生産されているか。
- ・地域の気候風土(自然の恵み等)を十分に活用して生産しているか。
- ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

②独自性/創造性

- ・品質等の特性において、他の地域や他の生産者の産品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ等で流通や販売段階で の優位性の確保に努めているか。

③品質

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・適切な生産環境の確保(土壌・用水等)及び収穫作業が行われているか。 または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。

(有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等)

・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。

- ・茎や葉に虫食いや病気等が無く、商品性・鑑賞性の高い生産物かどうか。
- ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。
- ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実(受賞歴や認定等)を有しているか。
- *上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

④市場性/将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。
- (出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。)
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。(後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等)
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定する ことにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

イ 加工品:野菜・果実等加工品、飲料、菓子類、料理など

①平群らしさ

- ・平群町で製造、加工されている。または、原材料として平群町内で生産された素材を 活用しているか。
- ・地域の気候風土(自然の恵み等)を十分に活用して生産しているか。
- ・平群町民に支持されていて、反応が良好であるか。また、町外の人に自信を持って勧められるか。

②独自性/創造性

- ・品質や味等の特性において、他の地域や他の生産者の産品との差別化が認められるか。
- ・パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- ・魅力あるネーミング、デザイン性の高い出荷素材・パッケージ、レシピの提案等で 流通や販売段階での優位性の確保に努めているか。

③品質/安全性

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しているか。
- ・または、生産・出荷施設の衛生管理が適切に行われているか。
- ・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか。
- (有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産素材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクルや環境保全活動の取組等)
- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。
- ・消費者等に生産履歴等の情報を適正に開示・提供できる体制が整っているか。
- ・生産方法等にこだわりや熱意を持って生産しているか。

- ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実(受賞歴や認定等)を有しているか。
- ・安全性の高い食材・原材料を使用しており、栄養バランス、カロリーなどが考慮されているか。
- ・申請品目に対する関連法令(農薬取締法、食品衛生法、JAS法など)を順守していること。
- *上記の項目については書類審査を基本とするが、認定品目に対しては無作為に実地調査を行う。

④市場性/将来性

- ・認定された場合の流通・販売計画を持っているか。 (出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。)
- ・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるか。またはそれを確保するための取り組みを行っているか。(後継者育成、原材料の安定調達・圃場整備等への取り組み等)
- ・都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。また、ブランド認定する ことにより、本町の知名度向上及び誘客に効果が見込まれるか。

2. 文化財等地域資源認定審查基準

(1) 認定の対象

本町に存する又は伝承されている文化財等地域資源とする。

ア 歴 史・・・有形文化財、無形文化財、史跡・遺跡など

イ 自 然・・・自然景観、文化的景観など

ウ く ら し・・・平群町の PR や活性化に繋がるイベント・取組など

(2) 審査項目

- ①平群らしさ
 - ・平群ならではの自然、歴史、伝統、文化等に根ざした話題性や物語性を有しているか。
 - ・町民共通の資産として、現在及び将来にわたってその恵沢を享受できるよう、継続的 にその整備及び保全が図られているか(行政だけでなく、町民や事業者が整備保全に関 わっているか)。
 - ・他の資源と地理的に隣接性があり、点ではなく線又は面での観光ルートや観光エリア に取り込むことができるか。
 - ・独自性や希少性が認められるか。

②信頼性/普遍性

- ・誰もが立ち入ることができ、五感を通してその魅力を感じられるか。
- ・町民や利用者の満足度が高いか。
- ・保存が適切に行われており、一般に公開されているモノであるか。また、そのことに

継続性があるか。(公開回数が年2回以上あるか、3年以上継続して行われているか等)

③将来性/話題性

- ・観光資源として、都市住民や周辺住民にとって魅力ある要素を有しているか。 また、ブランド認定することにより、誘客効果や平群町の認知度・イメージの向上が 見込まれるか。
- ・写真映えするか。(ポスターやリーフレット等にしても、十分に魅力が伝わるか。)

申請要件

品目		申 請 要 件
いちご (奈良県のオリジナル品種)	等級:秀	階級: 3L以上 形状:正常果
ぶどう (デラウェア)	等級:秀	階級: 2L以上(150g以上) 形状: 粒揃い
バラ	等級:秀	階級:70 cm 以上 切り前:5分咲き以上